



遺言執行者とは

遺言執行者

は
相続財産目録の作成、金融機関での預金解約手続、法務局での不動産名義変更など遺言の内容を実現するために必要な一切の行為をする権限を持ちます。



遺言執行者を決めておくメリット

想いを書き残したけれど
遺言書とおりに進めてくれるだろうか心配・・・

という時に力を発揮します。

遺言執行者は、いてもいなくても遺言書の効力に影響はありません。
ですが、確実に遺言の内容を実現してくれるという点で、選任しておくメリットがあります。
遺言執行者は「法人」でもなることができます。

遺言執行の具体的な流れ

- (1) 遺言者死亡により相続開始
- (2) 遺言執行者の承諾
- (3) 就任承諾をした旨を相続人全員に通知
- (4) 遺言内容に向けての手続きを開始する
 - ・戸籍等の証明書集め
 - ・財産目録作成
 - ・法務局に対する登記申請手続
 - ・各金融機関に対する解約手続
 - ・株式等の名義変更手続
 - ・換価手続
- (5) 遺言内容に従い執行していく
- (6) 相続人全員に完了の業務報告
- (7) 遺言執行者の業務完了

左表のように、遺言執行は
予想以上に大変かつ複雑なものです。

役所や金融機関などの手続きは
当然ながら平日に行わなければなりませんし、
法律知識が必要なものや長期にわたるものもあります。

親族に遺言執行をする能力がある方がいない場合や
親族に負担をかけたくないという場合は
専門家に遺言執行を依頼することもできます。

遺言執行者を選任する方法は以下の3つ

- ◎ 遺言書で指定する
- ◎ 第三者に遺言執行者を指定してもらうような遺言書を作成する
- ◎ 遺言者死亡後に家庭裁判所にて遺言執行者を選任してもらう

遺言作成・遺言執行のご相談はF&Partnersへ！

今週の
お客様の声

依頼して
よかった点は？

大津市 ひらやま様

不安に思っていることをすぐ対応していただいたこと。精神的に安心しました。

京都事務所
京都市中京区七観音町623番地
第11長谷ビル5階
TEL 075-256-4548

F&Partners 司法書士法人

無料相談 実施中です。
まずは、お気軽にお電話を！

